

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	4	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	<p>設計及び建設工事等業務の対価について記載がありますが、通常の長崎市発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、設計及び建設工事等業務の対価の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。</p> <p>なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることで、事業のVFMの向上に繋がるものと思われます。</p> <p>また、長崎市におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前金払制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。</p>	本事業では、学校施設環境改善交付金を活用することとしており、施設の引渡し後に設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲について一時支払金として支払う必要があるため、前払金・中間前払金の支出は行いません。
2	4	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	<p>設計及び建設工事等業務の対価には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用（司法書士費用及び登記費用等）、②資金調達に係る費用（アレンジメント費用、エージェンツ費用等）、及び③SPC諸経費（SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）も含まれるという認識で宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
3	4	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	<p>事業者に一時支払金として支払うとありますが、金融機関等との調整上、調達金額を想定する必要があります。一次支払金の想定金額をご教示ください。</p>	今後公表する募集要項等で示します。
4	5	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	<p>「また、運営期間中に、設計及び建設工事等業務の対価のうち、一次支払金を控除した額を、設計及び建設工事等業務の対価として割賦払いにて支払う。」とありますが、設計及び建設工事等業務の対価のうち一時支払金を控除した額は、開業準備、維持管理及び運営業務の対価と同じ、年4回に分けて割賦払いにてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
5	5	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	<p>『交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲については施設引き渡し後に一時支払金として支払う』とありますが、交付金対象範囲及び地方債適用可能な範囲をご教示願います。</p>	今後公表する募集要項等で示します。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
6	5	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	設計及び建設工事等業務の対価のうち、一時支払い金を控除した額の割賦払について、割賦期間は運営期間終了までの15年間でしょうか。	1期工事分(中部学校給食センター分)は、令和8年9月に一時支払金の支払いを行い、その後、令和8年10月から令和23年10月まで年4回の割賦方式(元利均等)にて支払うことを想定しています。また、2期工事分(多目的広場分)については、令和9年4月に一時支払金の支払いを行い、その後、令和9年7月から令和23年10月まで年4回の割賦方式(元利均等)にて支払うことを想定しています。詳細は、今後公表する募集要項等で示します。
7	5	第1	1.	(7)	ア			設計及び建設工事等業務の対価	「事業者に対して施設引渡し後に一時支払い金として支払う。」とありますが、引渡し時期は、第一工期と第二工期とで異なるスケジュールが設定されております。一時金の支払いスケジュールもそれぞれの引渡しスケジュールに従って設定されるものと理解して宜しいでしょうか。	No.6参照。
8	5	第1	1.	(7)	イ			開業準備、維持管理及び運営業務の対価	開業準備、維持管理及び運営業務の対価には、開業準備及び維持管理・運営期間中に発生する①金融機関に支払う手数料(エージェント費用)及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	第1	1.	(7)	イ			開業準備、維持管理及び運営業務の対価	開業準備費用は、開業準備業務終了後、一括にて支払われる理解で宜しいでしょうか。	開業準備に係る費用については、運営業務の対価のうち固定費として割賦払いにて支払います。
10	5	第1	1.	(8)				事業スケジュール	二期工事着手が中部給食センターに避難所機能を移転してからとなっておりますが令和8年5月31日に給食センターを市へ引き渡しとした場合、移転期間はどのくらい必要でしょうか。	避難所用備品の移設を行う必要があるため、7日程度を想定しています。
11	5	第1	1	(8)				避難所機能の確保	多目的研修室にて40名程度が研修等できるスペースを確保できれば、旧川平小学校体育館の避難機能を担保できると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	7	第1	1.	(9)	イ			要項・基準等	積算基準の指定はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
13	8	第1	2.	(2)				特定事業者選定の評価	事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、とありますが、想定されている税収、その他収入についてお示しください。 なお、本事業において事業所税が必要な場合、本事業における税額算出についての考え方、計算方法等についてご教授ください。	後段：本事業では、事業所税が課税されます。事業所税の申告は、事業年度終了の日から2か月以内に申告及び納付が必要となります。 税率については、次のとおりです。 ・資産割：1㎡につき600円 ・従業者割：従業者給与総額の0.25% その他詳細については、「事業所税申告のてびき」に記載しておりますので、ご確認ください。 なお、「事業所税申告のてびき」は、長崎市のホームページからダウンロードができます。 (長崎市TOPページ→市民生活→税金・債権/国民年金→市税→事業所税)URL： <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/131000/p009456.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/131000/p009456.html</a>
14	8	第1	6.	(1)	ア	(ア)		事業予定地	事業予定地の地番は資料2測量図の座標求積表と(イ)敷地面積より103-1のみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本事業において、敷地内に歩道(公衆用道路)を整備し、歩道部分の分筆登記・表題登記を行う必要があります。
15	9	第2	2.	(1)				予定地見学会	令和4年12月下旬に実施されます事業予定地見学会ですがもし前回と同じように人数制限を設けられるのであれば複数回に分けて実施していただくことは可能でしょうか。	事業予定地の見学会は、人数制限を設けた上で、1日で実施することを想定しています。
16	9	第2	2.	(1)				募集及び選定スケジュール	資格審査確認後から提案書提出までの期間が短すぎるため、資格審査を第1回質問回答後など少しでも早めることができないでしょうか。	十分な質問回答を経て応募を検討してもらうことを意図したのですが、ご意見を踏まえ、募集及び選定スケジュールを修正します。
17	11	第2	2.	(4)				基本協定の締結	基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂きますようご検討をお願い致します。 本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	ご意見として賜ります。今後公表する募集要項等で示します。
18	11	第2	2.	(4)				基本協定の締結	基本協定書について、入札参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定、若しくは当該参加資格を喪失した構成員以外にて参加資格要件を満たし、かつ事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた構成企業又は協力企業への変更により事業を継続できる場合には、違約金は課さないことを想定しています。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
19	11	第2	2.	(4)				基本協定の締結	基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)として頂きますようご検討をお願い致します。	違約金が発生する事案が生じた場合の事業者の責任については、代表企業・構成企業・協力企業の帰責事由に応じて適切に分担してください。
20	11	第2	2.	(4)				基本協定の締結	基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	ご意見として賜ります。今後公表する募集要項等で示します。
21	11	第2	2.	(4)				基本協定の締結	優先交渉権者決定から基本協定書の締結までの期間が短く、内容の精査や協議に十分な時間が確保できない可能性があります。貴市との協議により妥当性が認められれば基本協定書の締結時期も見直される(それに伴う仮契約の締結時期変更も含む)可能性があるかと認識して宜しいでしょうか。	令和5年9月下旬の長崎市議会の議決、事業契約の締結を前提とする範囲内で、基本協定書及び仮契約の締結の時期を協議により調整することは可能です。
22	11	第2	2.	(6)				優先交渉権者の決定	応募者が1グループの場合でも不調とせず、審査及び優先交渉者の選定を行うとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	11	第2	3.	(1)	イ			応募者の構成等	SPCから間接的に業務の受託・請負をし(構成企業からの再委託等)、かつSPCに出資することは可能でしょうか。また、その場合当該企業は構成員や協力企業ではなくその他出資者(基本協定書の締結者にはならない)となる認識で宜しいでしょうか。	不可です。SPCには代表企業及び構成企業のみが出資することができます。
24	12	第2	3.	(1)	ウ			応募者の構成等	代表企業、構成企業又は協力企業のうち「運營業務を行う者には、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱……地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者を少なくとも1者以上含めること。」とありますが、運營業務とは実施方針P4に記載のある「オ・運營業務」の(ア)～(シ)の各項目の全部もしくは一部ををさしているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
25	12	第2	3.	(1)	エ			出資割合	代表企業は応募グループのうち最も高い出資割合を負担するものとするがありますが、無議決権株式による資本調達が可能である場合において、議決権のない出資については、これに含まれないと認識して宜しいのでしょうか。	SPCには代表企業及び構成企業のみが出資することができます。
26	12	第2	3.	(2)				業務実施企業の参加資格要件	FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「ア.共通事項」を満たせばよい認識で宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	12	第2	3.	(2)	ア			共通事項	設計業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務に該当しない、ファイナンスやコンサル業務を行う企業が本事業に参加する場合、共通事項を満たしている必要があり、別段、その他の要件を満たす必要はないとの理解で宜しいのでしょうか。	No.26参照。
28	13	第2	3.	(2)	ア	(ケ)		参加資格要件	「代表企業、構成企業又は協力企業の代表者」とありますが、ここでの代表者とは、代表取締役との理解で宜しいのでしょうか。	契約の締結権限を有する受任者を含むとしていますので、代表取締役に限りません。
29	13	第2	3.	(2)	ア	(ケ)		参加資格要件	「代表者として参画」とは、法人ではなく代表者個人としての参画を想定されたものでしょうか。具体的にどのような形で本事業に参加することを想定している規定かご教示頂けますでしょうか。	PFI法第9条により、法人でない者は本事業に参加できません。また、他の応募者を構成する企業との代表者を兼ねることができないことを規定したものです。
30	14	第2	3	(2)	イ	(ウ)		設計業務を行う者	HACCP施設実績について、食数や㎡数に要求設定はございますでしょうか。	食数や延べ面積の規定はありません。
31	14	第2	3.	(2)	イ	(ウ)		設計業務を行う者	設計業務の実績について、企業の実績に加えて各技術者の実績も必要でしょうか。	担当者の実績については不要です。
32	14	第2	3.	(2)	イ	(エ)		設計業務を行う者	設計業務の実績について、企業の実績に加えて各技術者の実績も必要でしょうか。	担当者の実績については不要です。
33	14	第2	3.	(2)	イ			設計業務を行う者	設計業務に協力事務所を加える場合も(ア)、(イ)の実績は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
34	14	第2	3.	(2)	ウ			建設業務を行う者	建築一式工事、電気工事、管工事をそれぞれ違う会社が担当する場合に担当工事について各々SPCから直接受託すると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
35	15	第2	3.	(2)	ウ	(エ)		建設業務を行う者	「平成24年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。」とありますが、元請、下請は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	元請としての実績が必要です。
36	14	第2	3.	(2)	エ	(ウ)		工事監理業務を行う者	工事監理業務の実績について、企業の実績に加えて工事監理者以外の技術者の実績も必要でしょうか。	担当者の実績については不要です。
37	14	第2	3.	(2)	エ	(エ)		工事監理業務を行う者	工事監理業務の実績について、企業の実績に加えて工事監理者以外の技術者の実績も必要でしょうか。	担当者の実績については不要です。
38	14	第2	3.	(2)	エ			工事監理業務を行う者	工事監理業務に協力事務所を加える場合も(ア)、(イ)の実績は必要でしょうか。	SPCから直接受託する企業の場合はお見込みのとおりです。
39	15	第2	3.	(2)	オ	(イ)		維持管理業務を行う者	「平成24年4月以降に完了した～」とありますが、同種のPFI事業で平成24年4月以降に維持管理業務を開始し、資格審査時点で維持管理業務期間中の実績を有している場合は、参加資格要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか？	複数年の契約期間の業務において、平成24年4月以降も業務が継続中で契約が完了していない場合は、実績として認められません。
40	15	第2	3.	(2)	オ	(イ)		維持管理業務を行う者	「平成24年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。」との記載がございますが、「完了」とは例えばPFI事業などの長期契約の案件を実績とする場合は、1事業年度完了していれば長期契約が満了していなくても実績として認められるとの認識でよろしいでしょうか。	No.39参照。
41	15	第2	3.	(2)	カ	(ウ)		運営業務を行う者	「平成24年4月以降に完了した～」とありますが、同種のPFI事業で平成24年4月以降に運営業務を開始し、資格審査時点で運営業務期間中の実績を有している場合は、参加資格要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか？	複数年の契約期間の業務において、平成24年4月以降も業務が継続中で契約が完了していない場合は、実績として認められません。
42	16	第2	3.	(3)				特別目的会社(SPC)の設立等	特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記する事は可能でしょうか。	事業予定地をSPCの所在地として登記することはできません。
43	16	第2	3.	(3)				第三者出資	SPCが無議決権株式の発行等で第三者(応募グループの関連会社等を想定)から支援を受けることは可能との認識して宜しいでしょうか。	SPCには代表企業及び構成企業のみが出資することができます。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
44	17	第2	3.	(3)				選定審査会の設置	本件では、示されている受注者選定審査会以外の委員会等の設置はされるのでしょうか。デザイン調整会議等の設置はされるのでしょうか。設置される場合、関与の範囲、タイミング等を細部までご教示ください。	当該建築物の高さが40mを超える場合は「ながさきデザイン会議」に諮る必要があります。 なお、デザイン会議の開催時期は不定期となりますが、事前協議書の提出後、1カ月程度での開催となります。
45	19	第3	1.					事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	貴市が負うべき合理的理由があるリスクについて、責任の一部又は全部を負担するとありますが、一部の負担とはどのようなケースを想定していますでしょうか。	不可抗力など本市と事業者の双方で分担すべき事項を想定しています。
46	19	第3	1.					事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	貴市が負うべき合理的理由があるリスクについて、責任の一部又は全部を負担するとありますが、一部を貴市が負担した場合、残りは貴市が負うべき合理的理由のあるリスクであっても事業者が負担するとの理解でしょうか。	一部及び残りともに本市が負うべきリスクとは、すべて本市がリスクを負うものと同義となるため、その場合は、実施方針の資料1「リスク分担表」で示すとおり、市が負担者としている項目となります。 なお、不可抗力や物価変動等については、本市が負うべき合理的な理由があるため、本市がリスクの一部を負担します。
47	20	第4	1.	(7)				その他	『事業用地への配送車の進入は、東側道路からとする』とありますが、東側道路からの搬出入という事でしょうか。	お見込みのとおりです。
48	20	第4	1.	(7)				その他	『事業用地への配送車の進入は、東側道路からとする』とありますが、北側道路からの搬出入は不可という事でしょうか。	お見込みのとおりです。
49	20	第4	1.	(7)				その他	事業予定地への配送車の侵入は、東側道路からとするとの記載ですが、工事期間中の工事車両の搬出入は西側橋梁からの搬出入は可能でしょうか。	周辺交通への影響に配慮したうえで、工事着手前の近隣住民への説明会等で了承を得られた場合は使用することは可能です。
50	20	第4	1	(7)				敷地進入経路	工事車両の入退出は西側橋梁を使用可能でしょうか。橋梁の耐荷重等指定があればご教示ください。	前段：No.49参照。 後段：耐荷重は市では把握しておりませんので、必要に応じて調査してください。
51	25	第7	2.					税制上の措置	本事業の業務を実施する特定目的会社は、貴市の要求水準に基づき本施設の整備、維持管理及び運營業務を行うことのみを目的とする株式会社であり、あくまでも本事業は公共事業で事業主体は貴市であることから、特定目的会社に事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	本事業は指定管理者制度による事業ではなく、サービス購入型のPFI事業ですので、事業所税の課税対象となります。また、原則はSPCへの課税となります。

実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
52	27							資料1リスク分担表 (税制度リスク)	本事業において事業所税が課税される場合、事業所税は「事業者の利益に課せられる税制度」には該当しないため、リスク分担表NO.2に該当し、貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。 事業所税は事業者の利益に対して課税されるものではないため、事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようお願いいたします。	前段：No.51参照。 後段：事業所税の税率の変更については、事業者のリスク分担となります。事業所税が課税されることを明確にするよう、リスク分担表No.2を修正します。
53	27							資料1リスク分担表 (物価変動リスク)	「24 物価変動リスク」について、事業契約締結時から着工までの期間においても、昨今の世界情勢の状況により物価が高騰する可能性が考えられます。この期間においても、物価変動率が±1.5%を超える場合は、物価改定の対象としていただくことは可能でしょうか。	提案書提出時(令和5年4月)と中部学校給食センターの着工時期の物価変動の状況を比較し、1.5%を超える変動がある場合に、設計及び建設工事等業務のサービスの対価を改定することを想定しています。
54	27							資料1リスク分担表 (不可抗力リスク)	不可抗力について一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用(設備入れ替え等)は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願い致します。	今後公表する募集要項等で示します。
55	27							資料1リスク分担表 (不可抗力リスク)	不可抗力の中には疫病(コロナ等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、新型コロナウイルス感染症の社会的な感染状況及びその影響を鑑み、市が判断します。
56	27							資料1リスク分担表 (不可抗力リスク)	不可抗力リスクの事業者が負担する”一定範囲の損害”の具体的な負担額をご教示ください。	不可抗力リスクについては、各サービスの対価の1%相当額までは事業者の負担、残額は本市の負担とすることを想定しています。詳細は、今後公表する事業契約書(案)で示します。
57	29							資料1リスク分担表 (測量・調査リスク)	工事着工後に、事前調査では予見できなかった範囲にアスベストが発見された際、それに伴い必要とされる工事費については、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	28							資料1リスク分担表 (施設損害リスク)	「44 施設損害リスク」について、工事見学者の過失により施設が損害を被った場合は、見学会を主催した側がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者が工事見学会を開催する場合には、必要に応じて賠償保険等に加入するなどにより対応してください。
59	28							資料1リスク分担表 (施工管理リスク)	「46 施工管理リスク」について、工事監理の不備は「“施工管理”の不備」の誤りでしょうか。	工事監理者及び現場代理人による施工管理の両方を指します。



実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
60	29							資料1リスク分担表 (運搬費用増大リスク)	「運搬費用増大リスク」における「市の要請による配送校の変更等に伴う運搬費用の増大」は市が主分担、事業者が従分担となっておりますが、具体的な内訳はどのようになりますか。 また、「配送校の変更等に伴」っては、食缶やコンテナ、およびそれらの消毒保管機器が増加する可能性があります、その場合の費用の増大負担は、市との理解でよろしいでしょうか。	前段：配送車については要求水準書(案)資料6の「最終形の配送校」を見込んで調達することとしていたため、事業者の従分担としていましたが、要求水準書の修正に合わせ当該リスクを削除します。 後段：配送校の増加と各学校の学級数の減少を勘案して、新たに発生する増加費用については市が負担します。
61	29							資料1リスク分担表 (運搬費用増大リスク)	「65 運搬費用増大リスク」のうち、市の要請によるものに事業者が従分担とされていますが、具体的にどの様な負担を想定されているかご教示ください。	No.60参照。
62	29							資料1リスク分担表	『※3：一定範囲の損害は事業者の負担とし、それ以上の損害は本市の負担とする』とありますが、一定範囲の定義をご教示願います。	No.56参照。

実施方針に関する意見に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	意見内容	回答
1	9	第2	2.	(1)				募集及び選定スケジュール	個別対話や競争的対話が設定されておりましたが、貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、入札前に対話の場を設定頂けないでしょうか。	募集のスケジュール上、個別対話や競争的対話の機会を設けることは難しいため、原案のとおりとします。
2	9	第2	2.	(1)				募集及び選定スケジュール	文章だけの質疑応答だけでは、要求の意図や質問回答の理解に齟齬が生じる恐れがあります。より良いご提案をさせて頂くためにも第1回の質問回答後に貴市と事業者にて「対話会」の開催をお願い致します。	No.1参照。
3	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	12月下旬に予定されている配送校の見学会は9月28日に実施される配送校以外全ての配送校を見学させて頂きたいです。	令和4年12月下旬に予定する配送校の見学会は、学校側とのスケジュール調整が難しいため、すべての配送校の見学はできませんが、9月28日に開催した配送校の見学会で見学した学校以外の数校を選定して開催します。
4	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	提案書作成は多大な労力と費用がかかります。その観点から、早めの資格審査とその結果の通知をお願いします。	十分な質問回答を経て応募を検討してもらうことを意図したのですが、ご意見を踏まえ、募集及び選定スケジュールを修正します。
5	14	第2	3	(2)	ウ			業務実施企業の参加資格要件	建設業務を行う者の参加資格要件で電気工事・管工事が分離されているように思われますが、電気工事と管工事は建築工事と一括で発注頂けないでしょうか。	担当する工事について所定の点数を満たしていれば、建築工事・電気工事・管工事・解体工事を兼務することは可能です。
6	16	第2	3	(3)				第三者出資	本事業の特定業務における役割がなく、直接的に本事業に携わることが出来ないが、地縁があり、また、グループ企業が本事業の構成員として参画を検討している背景がある中で、何らかの形で本事業に対する支援を行いたいと考えています。その場合、自益権は保持しつつ、経営に関する議決権のみ放棄する(エンジェル投資)ような無議決権株式の発行が認められれば、SPCの資本調達という形で支援ができると考えております。負債調達ではないので、本事業における調達コスト(ローン等による金利負担)が事業期間中に発生することが無いため、総事業費を増加させることもないと思料致します。従いまして、妥当性のある説明が出来る場合、SPCの資本による資金調達についてもお認め頂き、事業者提案に委ねて頂きたく、ご検討頂きたく存じます。	SPCには代表企業及び構成企業のみが出資することができます。
7	17	第2	3	(2)				地域経済への配慮	市内業者への発注額の考え方は、募集要項において提示すると思いますが、この内容はメンバーの選定及び入札価格に多大な影響を与える重要な事項です。募集要項を待たずに早急な開示をお願いします。	ご意見として賜ります。

実施方針に関する意見に対する回答

No	頁	第	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	意見内容	回答
8	20	4	1	(7)				その他	「事業予定地への配送車の侵入は、東側道路からとする」との記載ですが工事用車両及び工事用道路として西側橋梁を使用することは可能でしょうか。	周辺交通への影響に配慮したうえで、工事着手前の近隣住民への説明会等で了承を得られた場合は使用することは可能です。
9	27							物価変動リスク	維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減リスクについて、事業契約で規定する指標に基づき、±3.0%以内は事業者の負担とされていますが、同種事業と比較し、やや高いボーダーであると思慮します。また、人件費を含む各種費用が増額傾向であることもあり、事業者にはリスクが寄っていると思われるため、施設整備と同水準程度とするようご検討をお願いします。	ご意見として賜ります。
10								その他	本事業は北部学校給食センターと配送校の入れ替え等があり、北部学校給食センターの施設仕様を参考にして整備することが市にとってメリットがあると考えます。そのため、北部学校給食センターの施設見学会の機会を設けていただけないでしょうか。	北部学校給食センターから中部学校給食センターに移行する配送校についてもコンテナや食缶は新たに中部学校給食センターの仕様となり、北部学校給食センターの施設仕様との関連はないと思いますので見学会を設ける予定はありません。なお、開業準備期間に配送校と十分に調整して混乱のないようにしてください。